

令和 8 年 3 月 2 日答申

事件番号 令和 7 年 (審) 第 9 号

審査請求人 ○○○○

○○○○

処分庁 大田区長 鈴木 晶雅

答 申 書

第 1 答申の趣旨

審査庁は、こども未来部保育サービス課（以下「処分庁」という。）が行った令和 7 年 a 月 21 日付け保育所入所・家庭的保育事業等あっせん保留処分（以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人らが行った審査請求（以下「本件審査請求」という。）を棄却すべきである。

第 2 事案の概要

1 本件の概要

本件は、審査請求人らが、育児休業や育児休業給付金の支給対象期間を延長するためには、その児童が満 1 歳に達する令和 7 年 a 月からの保育所入所の申請を行っている必要があったにもかかわらず、実際には同年 b 月からの入所の申請（以下「本件申請」という。）を行ったことについて、処分庁による事前説明がなされなかったことを根拠として、本件処分を違法・不当であるとして取り消し、本件申請を同年 a 月からの入所申請として取り扱うよう求めるとともに、それが難しいのであれば一刻も早く保育所への入所を認めるよう、求める事案である。

2 関係法令等

本件に関する法令等の定めは、別紙本件に関する法令等の定めに記載し

たとおりである。

3 前提事実

(1) 身分関係等

ア 審査請求人らは、本件申請に係る申込児童（以下「**本件申込児童**」という。）の父母である（以下、審査請求人である母を「**審査請求人母**」といい、審査請求人である父を「**審査請求人父**」という。）。

イ 本件申込児童は、令和 6 年 a 月○日生まれである。

(2) 本件処分に至る経緯

ア 令和 7 年 c 月 16 日

審査請求人らは、本件申込児童に係る保育所入所・転園等申込書兼保育の必要性の認定に係る申請書（以下「**本件申請書**」という。）及び必要書類を提出した。

本件申請書記載の利用開始希望年月日は、令和 7 年 b 月 1 日であった。また、希望保育施設は、第 1 希望の○○保育園の 1 園のみであった。

イ 令和 7 年 d 月 7 日

処分庁の案内に応じて、審査請求人母から、追加書類（前職の就労証明書）が提出された。なお、当該追加書類の提出により、結果として選考に係る指数が上がった。

ウ 令和 7 年 d 月 10 日

審査請求人母から処分庁に対して、以下の電話連絡があった。

(ア) 自身の育児休業期間が令和 7 年 a 月○日までであり、1 か月の延長を希望していること。

(イ) 上記の延長希望を踏まえると、本来は、令和 7 年 a 月から利用開始希望として申請すべきだったが、令和 7 年 b 月 1 日から利用開始希望として申請したこと。令和 7 年 a 月からの利用開始に係る

申請は、既に締切日（令和 7 年 d 月 7 日）を過ぎていること。

(ウ) 勤務先から、育児休業を延長するために必要な証明書類の提出を求められており、保育所入所に係る保育所入所・家庭的保育事業等あっせん保留通知書（以下「**保留通知書**」という。）の代わりになるものはあるか。

処分庁は、上記に対して、保留通知書の代わりになることは確約できないが、大田区保育園不在籍状況確認通知書（以下「**不在籍証明書**」という。）は発行できることを伝えた。

エ 令和 7 年 d 月 11 日

審査請求人父から処分庁に対して、電話により、以下の連絡及び要望がなされた。

(ア) 不在籍証明書では保留通知書の代わりにならないこと。

(イ) 申請時に処分庁の案内が不足していたと思うので、代替案があれば知りたいこと。

これに対して、処分庁は、以下の内容を伝えた。

(ア) 令和 7 年 a 月入所の申請締切日（令和 7 年 d 月 7 日）を過ぎているため、a 月申請とすることは不可であること。

(イ) 不在籍証明書以外の代替案はないこと。

(ウ) 育児休業延長関係の手続は、保護者自身で会社やハローワークに確認する必要があること。

オ 令和 7 年 a 月 19 日

処分庁において、令和 7 年 b 月入所利用調整会議が実施された。本件申請は、希望された保育園及びクラスに空きがなく、利用調整の結果、保留となった。

(3) 本件処分

処分庁は、令和 7 年 a 月 21 日、本件処分を行い、同日付けで、審査請

求人父宛てに保留通知書を送付した。

(4) 本件処分に対する審査請求

審査請求人は、令和 7 年 b 月 1 日、本件審査請求を行った。

(5) 弁明書の提出

処分庁は、令和 7 年 b 月 26 日付けで、大田区審理員に対し、弁明書を提出した。

(6) 審理員意見書

大田区審理員は、令和 7 年 11 月 19 日付けで、審査庁に対し、本件処分に違法性はなく、これが不当であるともいえないとして、本件審査請求を棄却すべきであるとの審理員意見書を提出した。

(7) 諮問

審査庁は、令和 7 年 12 月 4 日付けで、大田区行政不服審査会（以下「**当審査会**」という。）に対し、本件審査請求につき諮問を行った。

第 3 本件の争点

本件の争点は、以下のとおりである。

- 1 本件の保育所利用調整手続に違法又は不当な点があるか。
- 2 処分庁は、審査請求人らが、育児休業や育児休業給付金の支給対象期間を延長するためには、その児童が満 1 歳に達する令和 7 年 a 月からの保育所入所の申請を行う必要があったこと（以下「a 月からの入所申請の必要性」という。）について、説明すべき義務を負っていたか。

処分庁が a 月からの入所申請の必要性を説明しなかったことを、違法又は不当なものとして評価するか。

第 4 争点に関する審理関係人の主張及び審理員の意見の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 争点 1 について

処分庁は、本件の保育所利用調整手続において、a 月からの保育所入

所の申請の必要性について審査請求人に事前説明を行わなかった。また、審査請求人が a 月からの入所申請への変更を求めたのに対し、入所の申請締切日（令和 7 年 d 月 7 日）を 3 日ほど経過していたため形式的に不可とした。これらにより、本件の保育所利用調整手続は、違法又は不当である。

(2) 争点 2 について

処分庁は、a 月からの保育所入所の申請の必要性について、審査請求人に説明すべき義務を負っていた。よって、処分庁がこれを審査請求人に説明しなかったことは、違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 争点 1 について

処分庁は、本件申請書に不備がなかったことから、その内容を前提として、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「**法**」という。）、大田区保育の必要性の認定等に関する条例（昭和 62 年条例第 11 号。以下「**条例**」という。）、大田区保育の必要性の認定等に関する条例施行規則（平成 10 年規則第 74 号。以下「**規則**」という。）及び大田区保育の必要性の認定等の事務処理要綱（平成 15 年 12 月 12 日付けこ保発第 1632 号。以下「**要綱**」という。）に定める方法により利用調整を行い、その結果、審査請求人らが希望する保育施設への利用のあっせんに至らなかったことから本件処分を行ったものであって、その過程になんら違法・不当な点はない。

(2) 争点 2 について

処分庁は、保育所入所等の申請を受けても、育児休業の取得や給付金手続に関連付けて、申請に係る児童の生年月日と入所希望月の整合性を都度確認することはなく、法令上、この点に関する説明義務を負うものでもない。ほかに処分庁において、a 月からの入所申請の必要性を説明

すべき事情はなかった。

さらに、処分庁は、育児休業や育児休業給付金の給付等に関する手続を区の業務であると誤認識されることを防ぐため、周知を図っている。

そのため、処分庁が、a 月からの入所申請の必要性を説明しなかったことは、違法又は不当ではない。

3 審理員の意見の要旨

(1) 争点 1 について

処分庁は、本件申請書に不備がなかったことから、その内容を前提として、法、条例、規則及び要綱に定める方法により利用調整を行い、その結果、審査請求人らが希望する保育施設への利用のあっせんに至らなかったことから本件処分を行ったものであって、その過程になんら違法・不当な点はない。

(2) 争点 2 について

処分庁は、保育所入所等の申請を受けても、育児休業の取得や給付金手続に関連付けて、申請に係る児童の生年月日と入所希望月の整合性を都度確認することはなく、この点に関する説明義務を負うこともない。

そのため、本件処分に至る過程において処分庁に説明義務違反があったとは認められず、本件処分に違法性はなく、これが不当ともいえない。

第 5 調査審議の経過

当審査会は、令和 7 年 12 月 4 日付けで審査庁である大田区長から行政不服審査法 43 条 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 8 年 1 月 21 日及び同年 3 月 2 日に開催された審査会において、調査審議した。

第 6 答申の理由

当審査会は、本件処分は適法であり、かつ、不当であるとはいえないことから、本件審査請求は棄却すべきであると思料する。

その理由の詳細は、以下のとおりである。

1 本件処分等の適法性

(1) 処分庁は、本件申請書に不備がなかったことから、その内容を前提として、法、条例、規則及び要綱に定める方法により利用調整を行い、その結果、審査請求人らが希望する保育施設への利用のあっせんに至らなかったことから本件処分を行ったものであって、その過程になんら違法・不当な点はない。

(2) 処分庁は、保育所入所等の申請を受けても、育児休業の取得や給付金手続に関連付けて、申請に係る児童の生年月日と入所希望月の整合性を都度確認することはなく、この点に関する説明義務を負うこともない。

本件申請書には必要項目の記載がなされており、不備はなく、申請日時点において、育児休業等に関する申出も審査請求人らから出されていなかった。そのため、処分庁において、a月からの入所申請の必要性を説明すべき事情はなかった。

さらに処分庁は、育児休業や育児休業給付金の給付等に関する手続を区の業務であると誤認識されることを防ぐため、保護者に対して、就労先や管轄するハローワークへ直接問い合わせるべきことを周知している。

そのため、処分庁が、a月からの入所申請の必要性を説明しなかったことは、違法又は不当ではない。

(3) したがって、本件処分に違法性はなく、不当なものであるということもできない。

2 争点に対する判断

(1) 争点1について

ア 審査請求人は、a月からの保育所入所の申請の必要性について、処分庁による事前説明がなされなかったこと、a月からの入所申請への変更を求めたが、入所の申請締切日（令和7年d月7日）を3日ほど経過していたためa月からの入所申請を形式的に不可とされたことか

ら、本件の保育所利用調整手続は、違法又は不当であると主張する。

イ しかし、前記 1 (1)記載のとおり、本件の保育所利用調整手続は、法令等に定める方法により行われ、その結果、審査請求人らが希望する保育施設への利用のあっせんに至らなかったことから本件処分を行ったものである。a 月からの保育所入所の申請の必要性について処分庁から説明がなかったとしても、そのこと自体が、審査請求人の申請に基づき、保育を求める保護者間の調整を目的とする保育所利用調整手続として法令等に則り行われた本件処分の適法性・妥当性に影響するものではない。その上で、審査請求人による申請変更の求めが締切日を経過していることを理由に処分庁が不可としたこと自体も違法・不当となることはないのであるから、いずれにせよ、a 月からの保育所入所の申請の必要性について処分庁からの説明がなかった事情は、本件処分の適法性・妥当性に影響しない。

ウ したがって、審査請求人の主張には理由がない。

(2) 争点 2 について

ア 審査請求人は、処分庁において、a 月からの保育所入所の申請の必要性について、説明すべき義務を負っていたと主張する。

イ しかし、そもそも育児休業をどのように取得するか、育児休業給付金を申請するかしないかは、利用・申請資格を有する者の自由な判断に委ねられている事柄であり、当該世帯の事情に即して、利用・申請資格があっても、利用・申請しない自由も存在する。保育所入所等の申請に関連する育児休業の取得や給付金手続は、申請しようとする者において、自らその就労先や管轄先であるハローワークに事前確認を行うべきものである。

処分庁は、保育所入所等の申請を受けても、処分庁が実施しているわけではない育児休業の取得や給付金手続に関連付けて、保育所入所

を申請する者が育児休業や育児休業給付金を利用・申請するという選択をすることを前提として、申請に係る児童の生年月日と入所希望月の整合性を都度確認することはなく、この点に関する説明義務を負うこともない。そのため、処分庁が、a 月からの入所申請の必要性を説明しなかったことは、違法ではない。

さらに、育児休業や育児休業給付金の給付等に関する手続を区の業務であると誤認識している保護者が一定数存在するものの、処分庁は、そのような誤解を防ぐため、入園申込みのしおりへの掲載や窓口カウンターへのチラシ設置により、保護者において就労先や管轄するハローワークへ直接問い合わせるべきことを周知している。本件における審査請求人らに対しても、周知はなされていた。

以上から、処分庁が、a 月からの入所申請の必要性を説明しなかったことは、不当であるともいえない。

ウ したがって、審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

よって、本件処分については、取消原因となるべき違法又は不当な点は認められないので、審査庁は本件審査請求を棄却すべきである。

以上

大田区行政不服審査会

会長 廣 瀬 正 司

委員 金 矢 拓

委員 久保田 陽 子

(別紙)

本件に関する法令等の定め

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項

第二十四条

- ③ 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

大田区保育の必要性の認定等に関する条例（昭和 62 年条例第 11 号）（利用調整）

第 2 条の 2 区は、法第 24 条第 3 項の規定により利用について調整（以下「利用調整」という。）を行うに当たっては、地域の実情に応じたきめ細やかな保育が積極的に提供され、児童がその置かれている環境等に応じて必要な保育を受けることができるよう、規則で定めるところにより行うものとする。

大田区保育の必要性の認定等に関する条施行規則（平成 10 年規則第 74 号）第 2 条第 1 項、同条第 4 項及び同条第 8 項

（保育所入所等の申込み等）

第 2 条 条例第 2 条の 3 に規定する保育の実施（以下「保育の実施」という。）及び必要な保育を確保するための措置（以下「保育の確保」という。）を希

望する保護者（他区市町村から申し込む場合を除く。）は保育所入所・転園等申込書兼保育の必要性の認定に係る申請書（別記第 1 号様式）を区長に提出し、保育の実施及び保育の確保を希望する保護者（他区市町村から申し込む場合に限る。）は別に定めるところにより申し込まなければならない。この場合において、それぞれの保護者は、必要書類を添付し、又は提示しなければならない。

2 及び 3 （略）

4 条例第 2 条の 2 に規定する利用調整は、別表第 1 に定める利用調整基準指数に別表第 2 に定める利用調整基準調整指数を加減した指数及び区長が別に定める利用調整基準に基づき行うものとする。

5 から 7 まで （略）

8 区長は、次の各号のいずれかに該当することにより保育の実施若しくは確保又は延長保育を行わないことを決定したときは、保護者に保育所入所・家庭的保育事業等あっせん保留通知書（別記第 5 号様式）又は延長保育保留通知書（別記第 6 号様式）を交付する。

- (1) 条例第 2 条に規定する保育の必要性の認定基準（以下「認定基準」という。）に該当しない場合
- (2) 認定基準に該当するが、希望者が入所予定者数を超えるため希望する保育所へ入所又は家庭的保育事業等へあっせんできない場合
- (3) 認定基準に該当するが、当該事由では保育を必要とする期間の希望に沿えない場合
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める場合

大田区保育の必要性の認定等の事務処理要綱（平成 15 年 12 月 12 日付けこ保発第 1632 号）第 1 - 3 及び別表 2

第 1 保育の実施及び確保

3 利用調整会議

- (1) 利用調整審査名簿の中から公正な方法により、入所内定児等を決定するために利用調整会議を開催する。
- (2) 利用調整会議は、月 1 回主管課長（以下「課長」という。）が日付を指定し、開催する。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- (3) 利用調整会議においては、別表 2 から別表 4 までの基準に基づき、利用調整審査名簿の中から入所内定児等を決定する。
- (4) 利用調整会議の構成員及び構成員の役割は、次のとおりとする。
 - ア 課長は、審議に基づき入所内定児等の決定を行う。
 - イ 係長は、課長を補佐し、会議の調整に当たる。
 - ウ 担当職員は、利用調整審査名簿を作成し、利用調整経過を明らかにした会議録を作成する。この場合において、利用調整審査名簿に利用調整経過を書き留めることで、会議録に代えることができる。

別表 2

大田区保育の必要性の認定等に関する条例施行規則第 2 条第 4 項に規定する、区長が別に定める利用調整基準

利用調整審査名簿の作成 園ごとの入所承諾予定者、入所保留予定者をそれぞれ記載した「利用調整審査名簿」を作成し、下記 1 から 6 の順で入所内定児、あっせん内定児を決定する。

1 連携施設との連携協定を結んだ家庭的保育事業等の 2 歳児クラスの卒園児が、卒園する際に、右記の要件を満たす場合、当該連携施設に転園できるものとする。	大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年 9 月 30 日条例第 38 号)第 6 条の要件を満たした連携施設を確保した家庭的保育事業等の卒園児が、当該連携施設を希望した場合。ただし、当該連携施設の受入れ人数以上の卒園児の申込があった場合は、その中で第 3 順位以下の方法で利用調整する。
--	--

<p>2 大田区認証保育所認可化移行計画選定要領(平成 27 年 11 月 11 日 27 こ保発第 12554 号決定)に基づき認可化移行した在園児、又は、これに準ずると認められる在園児が、認可化移行する際に、右記の要件を満たす場合、当該認可化移行する保育園(以下、当該保育園という。)に入所できるものとする。</p>	<p>(1) 当該保育園において保育を開始する日から 5 月前の末日に当該保育園に在園し、認定条例施行規則第 2 条第 1 項の申請があること。保育を開始する日が 4 月 1 日の場合、認定条例施行規則第 2 条第 1 項の申請は一次のみ有効とする。</p> <p>(2) 入所予定月 1 日時点で、保護者と児童が区内に住所を有していること。</p> <p>(3) 認定条例施行規則第 2 条第 1 項の申請において、当該保育園のみを希望すること(単願申請のみ)。</p> <p>(4) 上記にかかわらず、当該保護者若しくは児童に特別の事情があると認めた場合、当該保育園の入所を認めることができる。</p>
<p>3 大田区育児休業明け入所予約事業実施要綱(28 こ保発第 13722 号決定)により内定(以下、「入所予約内定」とする。)を受け、右記の要件を満たす場合、入所予約内定を受けた保育園に入所できるものとする。</p>	<p>(1) 大田区育児休業明け入所予約事業実施要綱による入所予約内定を受けた保育園のみ希望すること(単願申請のみ)。</p>
<p>4 医療的ケアが必要な児童のうち、右記の要件を満たす場合、その受け入れを行っている保育園に入所できるものとする。</p>	<p>(1) こども未来部長が定める保育所で受け入れ可能な医療的ケアを必要とする児童が、その受け入れを行う保育園を申し込んだ場合。ただし、各保育園の定員以上の申込があった場合は、次項及び第 6 項の基準に基づき、利用調整し、入所内定児を決定する。</p>
<p>5 認定条例施行規則別表 1 に定める「利用調整基準指数」に認定条例施行規則別表 2 に定める「利用調整基準調整指数」を加減し、申込書ごとに指数を付けて、右記の順で利用調整する。</p>	<p>(1) 指数が高い者から希望する保育所に当てはめる。</p> <p>(2) 第 1 希望保育所が入所予定者を超える場合は、順次第 2 希望以下の保育所に当てはめる。</p> <p>(3) 保育所ごとの入所予定数に至るまで同様の作業を行う。</p>

<p>6 同一指数で並んだ場合、右記の優先項目順に順位を付け、上位より内定する。</p> <p>ただし、優先項目によっても同順位となった場合は、世帯の状況を総合的に判断し順位を付けるものとする。</p>	<p>(1) 申込区分 入所又は転園の場合、入所を優先する。</p> <p>(2) 基準指数 調整指数は含めない。</p> <p>(3) ひとり親 認定条例施行規則別表第 1 のうち、「番号 9 その他 不存在」の利用調整基準指数に該当する者及び認定条例施行規則別表第 2 加算調整記号 E の指数に該当する者。</p> <p>(4) 保護者の疾病 認定条例施行規則別表第 1 のうち、「番号 1 4 疾病」の利用調整基準指数に該当する者及び認定条例施行規則別表第 2 加算調整記号 C の指数に該当する者。</p> <p>(5) 保護者の障がい 認定条例施行規則別表第 1 のうち、「番号 1 4 心身障害」の利用調整基準指数に該当する者及び認定条例施行規則別表第 2 加算調整記号 A 又は B の指数に該当する者。</p> <p>(6) 児童の障がい 認定条例施行規則別表第 2 加算調整記号 0 の指数に該当する者。</p> <p>(7) 在園保育施設の卒園年齢 4 月入所に限るものとし、区があつせんする小規模保育所又は事業所内保育所の卒園年齢である児童、大田区家庭福祉員制度を利用している児童及び認定条例施行規則別表第 2 加算調整記号 L の指数に該当する児童を対象とする。</p> <p>(8) 世帯の経済状況 保護者の区市町村民税所得割額の合算値の低い世帯を優先する。</p> <p>(9) 兄弟姉妹申込 兄弟姉妹が在園中又は兄弟姉妹同時申込の児童を対象とする。</p>
---	--